

## 国立スポーツ科学センター新体操専用練習場利用規程

- 第1条 この規程は、国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という）新体操専用練習場の利用について定める。
- 第2条 利用資格は、次の者に与える。
- (1) 公益財団法人日本体操協会（以下「本会」という）が認める個人または団体
  - (2) 本会加盟団体
- 本会が認める個人または団体とは、原則として、当該年度に本会の登録を済ませているナショナル、ジュニア等、本会の認定する強化指定選手（以下、「強化指定選手」という）およびその指導者、当該年度の本会が認定する国際大会日本代表選手（以下、「日本代表選手」という）、または強化指定選手や日本代表選手が所属する団体を指す。なお、当該年度に未登録者および選手のみによる利用は認めない。
- 第3条 利用は、本会主催の強化等事業（以下「本会強化等事業」という）を優先する。なお、本会強化等事業中、原則として当該事業と無関係の個人または団体の受け入れを禁止する。
- 第4条 JISS 新体操専用練習場の利用に関する申し込みの事務は、本会が窓口となる。
- 第5条 利用の申し込み手続きは、次のとおりとする。
- (1) 本会強化等事業  
年間一括申し込みを原則とする。
  - (2) 本会が認める個人・団体または本会加盟団体の利用  
指定先に電子メールにて、利用申込フォームを受け取り、原則として利用日の10日以前に手続きを行う。なお、利用者の受付は原則として先着を優先とする。すべてにおいて、本会の認定する事業利用を優先する。また、本会で特別に許可した場合を除き、一個人・団体の利用は最大週（月曜日～日曜日）3日を限度とする。
- 第6条 原則として利用者の人数を1面につき10名以下とする。
- 第7条 利用時間は3時間を1コマとする。
- ※入館から退館までの時間。
- 第8条 利用料金は、別表のとおりとする。ただし、本会強化等事業による利用は無料とする。
- ※利用時間1コマ（3時間）を1分でも越えて利用した場合、さらに1コマを利用したものとみなし、当該利用料金全額を支払う。
- ※利用料金の請求は、本会からの請求書の受理後、速やかに指定口座へ請求額を振り込む。
- 第9条 利用に伴う消耗品は、原則として利用者の負担とする。
- 第10条 利用に伴って器具等破損が生じた場合は、速やかに本会に届け出ること。修繕費は必要に応じ利用者または利用団体が負担することとする。
- 第11条 体育館内に設置してある備品を許可なく使用することを禁止する。
- 第12条 利用にあたっては、安全管理を徹底し事故防止に努めること。なお、事故が発生したときは、速やかに本会に届け出ること。利用者の傷害の処置並びに医療費等の負担は利用者または利用団体の責任で行う。なお、本会としては、JISS 施設の加入する傷害保険の適用範囲内とする。
- 第13条 利用前の状態に戻して引き渡すことを原則とする。その他、利用上の注意は本会の指導に従う。

第 14 条 本規程を守らない場合、利用の中止などの罰則を課す。

第 15 条 本規程は、理事会の決議により、変更することができる。

<別表：利用料金表>

利用所属団体（種別）		3 時間 1 コマ
強化指定選手 1)、または日本代表選手 2)が本会強化等事業以外で個人利用する場合		無料
強化指定選手や日本代表選手のいる所属団体が利用する場合		4,000 円／各フロア／1 コマ
加盟団体が主催する本会の認定する研修会や講習会で利用する場合	研修料等をとらない場合（フロア全面）	7,000 円／1 団体／1 コマ
	研修料をとる場合（フロア全面）	別途協議して決める
その他の利用（撮影等）	（フロア全面）	別途協議して決める

※フロアは 2 面あり、1 面に対して利用できるのは 1 所属のみを原則とする。

※個人競技・団体競技の区別なく利用できるものとする。

- 1) 強化指定選手については、指定を受けている期間内の利用時について適用される。
- 2) 日本代表選手については、代表決定後から当該年度の 3 月 31 日までの利用について適用される。
- 3) 本会栄光賞受賞者は、永年、無料で利用することができる。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 24 年 12 月 9 日 制定

平成 27 年 6 月 14 日 改定